

1 環境年表

年	世界	日本	群馬県
1970年 昭和45年	● 4月第1回アースデイ	● 土壌汚染防止法を制定	● 4月、公害課を新設 ● 9月、公害対策本部を設置 ● 11月、県公害紛争処理法施行条例を制定し、公害審査会を設置
1971年 昭和46年	● ラムサール条約^{*1}を採択	● 7月、環境庁が発足 ● 騒音規制法を改正 ● 11月、全国公害研協議会を設置	● 4月、公害研究センターを設置 ● 4月、県内、7保健所（前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、渋川、安中）に環境対策室を設置 ● 10月、県公害防止条例、県公害対策審議会条例（昭和43年の条例を廃止）を制定し、公害対策審議会・水質審議会を設置
1972年 昭和47年	● 4月、西欧11か国、大気汚染物質長距離移動計画共同技術計画を採択 ● 6月、国連人間環境会議^{**}開催 ● 11月、ロンドン・ダンピング条約^{*3}を採択 ● 11月、世界遺産条約^{*4}を採択 ● 12月、国連環境計画（UNEP）^{*5}を設立 ● ローマクラブ、「成長の限界」を発表	● 自然環境保全法を制定	● 4月、館林保健所に環境対策室を設置 ● 4月、公害対策連絡協議会を設立 ● 9月、公害モニターの発足 ● 11月、藤岡保健所に環境対策室を設置
1973年 昭和48年	● 3月、ワシントン条約^{*6}を採択 ● 船舶による汚染の防止のための国際条約	● 公害健康被害補償法を制定 ● 科学物質審査規制法を制定	● 4月、富岡保健所に環境対策室を設置 ● 7月、県自然環境保全条例、県自然環境保全審議会条例を制定 ● 9月、自然環境保全審議会を設置
1974年 昭和49年	● 世界人口年、世界人口会議で世界人口行動計画を採択 ● フロンによるオゾン層破壊説が発表される ● 国連総会で砂漠化防止のための国際協力に関する決議を採択	● 国立公害研究所を設立	● 3月、県自然環境保全基本方針を決定
1975年 昭和50年	● ラムサール条約が発効 ● ワシントン条約が発効 ● ロンドン・ダンピング条約が発効、有害物質を含む廃棄物の投棄禁止または許可の対象とし、焼却の規制		● 4月、保健所環境対策室を環境課に改称、中之条及び沼田の2保健所に環境課を設置

年	世界	日本	群馬県
1976年 昭和51年	● イタリアで農薬工場事故によるダイオキシン汚染（セベソ事件）	● 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律を制定	
1977年 昭和52年	● 8月、国連砂漠化防止会議^{*7}開催 ● 11月、国連欧州経済委員会環境大臣会議において長距離越境大気汚染条約^{*8}を締結		
1978年 昭和53年	● 2月、マルポール73/78条約採択、船舶などからの油、有害液体物質や廃棄物の排出などの規制		● 4月、公害課を衛生環境部に移管 ● 4月、公害研究センターと衛生研究所を合併、衛生公害研究所に改称 ● 4月、林務部林業経営課内に自然保護対策室を新設 ● 9月、県産業公害防止対策連絡協議会を設立
1979年 昭和54年	● 11月、ヨーロッパで酸性雨に関する長距離越境大気汚染条約を締結 ● WMO（世界気象機関）の世界気候計画開始		
1980年 昭和55年	● 国際自然保護連合、世界野生生物基金、UNEPが世界環境保護戦略を発表 ● アメリカの報告「西暦2000年の地球」が熱帯雨林の減少、生物種の絶滅を予測	● 9月、地球的規模の環境問題に関する懇談会を設置 ● ワシントン条約、ラムサール条約を批准 ● ロンドン条約を批准 ● 気象庁、気候変動対策基本計画を策定	
1982年 昭和57年	● 6月、国連人間環境会議の10周年のUNEP会議でナイロビ宣言^{*9}を採択		● 12月、空き缶等飲料容器散乱防止対策審議会を設置
1983年 昭和58年	● 3月、オタワ会議^{*10}開催 ● 11月、国際熱帯林協定(ITTA)^{*11}を採択	● 第1次酸性雨対策調査開始	
1984年 昭和59年	● 5月、国連、環境と開発に関する世界委員会^{*12}を設置（日本の提唱による）		
1985年 昭和60年	● 3月、オゾン層保護に関するウィーン条約^{*13}を採択 ● ヘルシンキ議定書^{*14}を締結、硫黄の排出量を1993年までに、1980年レベルの30%以上削減を合意 ● 4月、国際熱帯林協定(ITTA)が発効	● 3月、湖沼水質保全特別措置法を施行 ● 4月、国際熱帯林協定(ITTA)を施行	● 12月、公害防止条例、公害対策審議会条例の一部改正、水質審議会条例の廃止

年	世界	日本	群馬県
1985年 昭和60年	● 10月、フィラハ会議（オーストリア）、地球温暖化に関する初めての世界会議、科学者が集まり科学的知見を整理・評価 ● OECDが開発援助に環境アセスメントを勧告 ● FAO、熱帯林の適正な開発と保全をはかるため、熱帯林行動計画を採択		
1986年 昭和61年	● 6月、OECD域外への有害廃棄物の輸出に関する決定・勧告	● 5月、科学物質審査規制法を改正 ● ITTO（国際熱帯木材機関）本部を横浜に設置	
1987年 昭和62年	● 4月、環境と開発に関する世界委員会の報告書発表（「持続可能な開発」の考え方提唱） ● 6月、UNEPが有害廃棄物の環境汚染上適正な管理に関するガイドラインを決定 ● 9月、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書^{*15}（特定フロンなどの規制を規定）を採択 ● 11月、ベラシオ会議（イタリア）で温暖化防止について、初めて国際的行政レベルでの検討	● オゾン層の保護に関する検討会を設立 ● 12月、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律を制定	
1988年 昭和63年	● 6月、トロント会議（カナダ）で、2005年までに二酸化炭素排出量の20%削減を提案 ● 11月、UNEPとWMOの共催により、地球温暖化に関する科学的側面をテーマにした初めての公式の政府間の検討の場として気候変動に関する政府間パネルを（ICPP）設置 ● ソフィア議定書を採択、窒素酸化物の排出を1987年レベルに凍結または30%削減	● 第2次酸性雨対策調査開始 ● 5月、オゾン層保護法を制定 ● 7月、環境庁に暮らしと環境に関する研究会を設置 ● 9月、ウィーン条約及びモントリオール議定書に加入	
1989年 平成元年	● 3月、ハーグ環境首脳会議（オランダ）開催、地球温暖化対策実施のための機構整備について検討 ● 3月、有害廃棄物の越境移動の管理等に関するバーゼル条約^{*16}を採択 ● 5月、ヘルシンキ宣言^{*17}を採択	● 5月、地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置 ● 7月、環境庁長官を地球環境問題担当大臣に任命 ● 9月、地球環境保全に関する東京会議を開催、地球環境問題に関して国際的な専門家による討論	

年	世界	日本	群馬県
1989年 平成元年	● 7月、アルシュ・サミット（フランス）開催、G7サミットとして本格的に環境問題を議論 ● 11月、オランダのノルドベイクで環境首脳会議開催、温室効果ガスの安定化目標を採択 ● 12月、国連総会で、地球サミットの開催を決議		
1990年 平成2年	● 6月、モントリオール議定書第2回締約国会合（ロンドン）、フロン2000年までの全廃を決定 ● 7月、ヒューストンサミット、気候変動枠組条約の1992年までの採択を確認、森林保全のための合意の作成を提唱 ● 8月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{*18}の第1次報告書を発表 ● 11月、第2回世界気候会議^{*19}地球温暖化をめぐる一連の国際的議論を総括	● 国立環境研究所を設立 ● 7月、環境庁企画調整局に地球環境部を設置 ● 10月、地球温暖化防止計画を策定 ● 12月、地球温暖化対策技術検討会を設置	● 3月、地域環境保全基金条例を施行 ● 4月、自然保護対策室を林務部自然保護課に改称 ● 12月、生活排水等推進要綱を策定
1991年 平成3年	● 国際自然保護連合などが新・世界環境保全戦略を発表 ● 気候変動枠組条約交渉会議（第1～4回）開催 ● 12月、OECD、環境と開発閣僚級会議（パリ）、90年代の環境保全戦略について議論	● 3月、オゾン層保護法改正 ● 5月、地球環境日本委員会設置 ● 7月、地球環境日本基金を設立 ● 7月、アジア・太平洋地域環境会議（エコ・アジア'91）、東京で開催 ● 10月、リサイクル法施行 ● 日本の絶滅のおそれのある野生生物（日本版レッドデータブック）を公表	● 3月、ゴルフ場農薬安全使用ガイドラインを策定 ● 10月、環境影響評価要綱を施行
1992年 平成4年	● 5月、有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約が発効 ● 5月、ニューヨークで気候変動に関する国際連合枠組条約を採択 ● 5月、ナイロビで、生物多様性条約^{*20}を採択 ● 6月、地球サミット^{*21}開催、リオデジャネイロ宣言^{*22}アジェンダ^{*23}、森林原則声明^{*24} ● 6月、気候変動枠組条約^{*25}調印	● 3月、地球的規模の環境問題に関する懇親会が地球憲章に対する基本的考え方を報告 ● 3月、第8回ワシントン条約締約国会議、京都で開催 ● 4月、地球環境賢人会議、東京で開催、地球環境と開発のための資金に関する東京宣言を採択 ● 6月、世界遺産条約を批准 ● 特定有害廃棄物等の輸入等の規制に関する法律を制定	● 4月、公害課を環境保全課に改称、衛生公害研究所を衛生環境研究所に改称 ● 8月、群馬、福島、新潟の三県知事による尾瀬サミット開催 ● 8月、環境にやさしい県民運動推進会議が環境にやさしい行動宣言を作成 ● 9月、地球サミットセミナーIN “GUNMA” を開催 ● 9月、県環境アドバイザーを認定

年	世界	日本	群馬県
1992年 平成 4 年	● 11月、モントリオール議定書第4回締約国会合（全廃スケジュールの前倒しや規制物質の追加などの規制強化を決定）		
1993年 平成 5 年	● 2月、地球サミットのフォローアップを目的として、持続可能な開発委員会（CSD）を国連に設置 ● 5月、砂漠化防止条約交渉委員会第1回実質会合を開催 ● 6月、第1回CSD開催 ● 9月、持続可能な開発に関する高級諮問評議会の第1回会合を開催 ● 10月、東アジア酸性雨モニタリングネットワークに関する専門家会合を開催 ● 11月、ロンドン条約を改正 ● 12月、生物多様性条約が発効	● 第3次酸性雨対策調査開始 ● 4月、絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律を施行 ● 5月、気候変動枠組条約を受諾 ● 5月、生物多様性条約を受諾 ● 6月、ラムサール条約第5回締約国会議、釧路で開催 ● 9月、バーゼル条約に加入 ● 11月、環境基本法を制定 ● 12月、アジェンダ21行動計画を決定	● 3月、県議会で環境宣言に関する決議 ● 10月、地球サミットセミナー'93を開催 ● 10月、県景観条例を制定 ● 11月、景観審議会を設置
1994年 平成 6 年	● 1月、新ITTAを採択 ● 3月、気候変動枠組条約が発効 ● 5月、第2回CSD開催 ● 6月、砂漠化防止条約を採択 ● 9月、国際人口開発会議を開催（カイロ） ● 9月、北大西洋地域海計画を中国、韓国、ロシア、日本の4カ国で採択 ● 11月、国連海洋法条約が発効 ● 11月、第1回生物多様性条約締約国会議を開催	● 4月、第18回南極条約協議国会議、京都で開催 ● 9月、オゾン層保護法改正 ● 10月、地球環境東京会議を開催、東京宣言94を採択 ● 12月、新ITTAの暫定的適用についての通告書を国連事務総長に寄託 ● 12月、環境基本計画を策定	● 4月、衛生環境部内に環境局を新設、自然環境課内に尾瀬保全推進室を設置 ● 6月、県環境審議会条例を制定 ● 8月、環境審議会を設置
1995年 平成 7 年	● 1月、世界貿易機構（WTO）発足、WTOの下に貿易と環境に関する委員会を設立 ● 3月、気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）を開催 ● 4月、第3回CSD開催 ● 5月、OPRC条約^{*26}が発効 ● 9月、第3回バーゼル条約締約国会議（OECD加盟国から非OECD加盟国への輸出を1997年末日をもって禁止する旨の条約改正） ● 11月、陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画を採択 ● 12月、モントリオール議定書第7回締約国会合（HCFC、臭化メチルの規制前倒し）	● 3月、第2回東アジア酸性雨モニタリングネットワークに関する専門家会合を東京で開催 ● 5月、新ITTAを受諾 ● 10月、埼玉で気候変動に関する世紀自治体サミットを開催 ● 10月、生物多様性国家戦略を決定 ● 11月、第3回東アジア酸性雨モニタリングネットワークに関する専門家会合を新潟で開催	● 6月、環境にやさしい活動展&子ども環境教室、環境フォーラムを開催 ● 7月、環境連続公開講座を開催 ● 尾瀬保護財団を設立 ● 8月、尾瀬子どもサミットを開催 ● 10月、快適環境シンポジウムを開催 ● 11月、女性と環境県民フォーラムを開催

年	世界	日本	群馬県
1996年 平成 8 年	● 1月、ワシントン条約常設委員会開催、条約の履行状況及び効力に関する見直し作業開始 ● 4月、第4回CSD開催 ● 6月、気候変動枠組条約第2回締約国会議（COP2） ● 12月、砂漠化防止条約発効	● 1月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正 ● 4月、大気汚染防止法を改正 ● 11月、こどもエコクラブアジア会議を新潟で開催	● 3月、県環境審議会が県環境基本条例大綱答申 ● 4月、生活環境課内に産業廃棄物対策推進室を設置 ● 5月、エコ・アジア'96を開催 ● 11月、ICLEI（国際環境自治体協議会）に加盟 ● 11月、県環境基本条例を施行
1997年 平成 9 年	● 4月、第5回CSD開催 ● 6月、国連環境開発特別総会開催、アジェンダ21の更なる実施のためのプログラムを採択 ● 9月、砂漠化防止条約第1回締約国会議 ● 12月、気候変動枠組条約第3回締約国会議（温暖化防止京都会議COP3）を開催、温室効果ガス6種類について、先進国全体で90年レベルの5.2%、EU8%、アメリカ7%、日本6%排出削減する京都議定書を採用	● 2月、第4回東アジア酸性雨モニタリングネットワークに関する専門家会合を広島で開催、技術ガイドライン等を採択 ● 4月、容器包装リサイクル法を施行 ● 6月、環境影響評価（アセスメント）法が成立 ● 6月、改正廃棄物処理法が成立 ● 8月、ダイオキシン類排出抑制のための大気汚染防止法、廃棄物処理法の政令改正を決定	● 1月、20%クラブ^{*28}が国内26自治体などで発足した際に加盟 ● 2月、県環境基本計画を策定 ● 3月、フロン処理センターが完成 ● 4月、環境生活部を新設 ● 7月、'97利根川フェスティバル開催 ● 9月、地球温暖化啓発シンポジウム開催 ● 10月群馬県ダイオキシン対策連絡会議新設
1998年 平成10年	● 2月、バーゼル条約第4回締約国会議開催 ● 4月、第6回CSD開催 ● 5月、生物多様性条約第4回締約国会議 ● 9月、第14回気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会 ● 11月、気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4） ● オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第10回締約国会議 ● 砂漠化に対処するための国連条約第2回締約国会議	● 3月、こどもエコクラブ全国フェスティバル開催 ● 6月、特定家庭用機器再商品化法公布（家電リサイクル法）（12月施行） ● 10月、釧路湿原（北海道）、浜甲子園（兵庫県）、霧島（宮崎県・鹿児島県）を国設鳥獣保護区特別保護地区に指定 ● 12月、人と野生鳥獣との共存を図るため緊急に講ずべき保護管理方策について自然環境保全審議会答申	● 3月、群馬県地球温暖化対策推進計画－CO₂CO₂プラン策定－ ● ハイブリッドバス群馬交響楽団へ貸与 ● 4月、県環境保全率先実行計画策定 ● 4月、生活環境課産業廃棄物対策推進室に監視指導係設置、現職警察官2名配置 ● 5月、第49回全国植樹祭開催 ● 9月、藪塚本町の不法投棄廃棄物撤去完了 ● 10月、マイ・バッグ・キャンペーン実施
1999年 平成11年	● 1月、G8環境未来フォーラム第3回会合 ● 2月、生物多様性条約締約国特別会合 ● 4月、第8回CSD開催 ● 10月、気候変動枠組条約第5回締約国会議（COP5）	● 1月、ラムサール条約に基づく湿地として新たに漫湖（沖縄県）指定 ● 2月、水質汚濁・地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ● 5月、トキの赤ちゃん優優誕生 ● 7月、ダイオキシン類対策特別措置法公布	● 2月、群馬県環境影響評価条例制定 ● 3月、化学物質環境安全管理指針策定 ● ごみ処理施設適正化計画策定 ● 4月、（財）尾瀬保護財団が「みどりの日」自然環境功労者大臣表彰受賞 ● 10月、ぐんま星空憲章制定 ● 11月、ぐんま環境フェスティバル開催・第1回環境賞顕彰式 ● 12月、境町の行政代執行（廃タイヤ）

年	世界	日本	群馬県
2000年 平成12年	● 3月、APN第5回政府間会合 ● 4月、G8環境大臣会合 ● 9月、国連アジア・太平洋環境大臣会議、地域全体の環境と開発の指針となる「地域行動計画」採択 ● 11月、気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止ハグ会議、COP6）森林吸収によるCO₂削減分の算定を巡り決裂 ● 12月、チェルノブイリ原発全面閉鎖	● 2月、尼崎公害訴訟和解 ● 5～6月、循環型社会形成推進基本法等リサイクル6法案公布 ● 11月、名古屋南部公害訴訟、国・企業に排出差し止め、賠償命令 ● 12月、環境基本計画、初の見直し「負の遺産解消と環境の再生を」 ● 2月、東京都、全国初のディーゼル車排ガス規制条例 ● 3月、PRTR法施行	● 2月、衛生環境研究所ISO14001取得 ● 3月、群馬県生活環境を保全する条例制定 ● 5月、群馬県環境懇話会設置 ● 5月、不法投棄パトロール開始 ● 10月、群馬県フロン回収促進協議会設立
2001年 平成13年	● 3月、米、京都議定書不支持を表明、これに対し各国は遺憾の意を表明 ● 5月、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約^{*29}調印 ● 7月、気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）再会合（ボン）京都議定書運用ルール採択 ● 10月、IPCC報告総合報告書発表、2100年には、1.4～5.8度の気温上昇と予測 ● 11月、COP7、京都議定書の運用ルールを正式採択 ● 11月、国連白書、世界人口61億人	● 4月、家電リサイクル法、グリーン購入法全面施行 ● 4月、自動車税のグリーン化 ● 5月、食品リサイクル法施行 ● 8月、名古屋南部公害訴訟原告側と国、企業側が和解 ● 12月、NOxPM法施行	● 1月、群馬県植物レッドデータブック作成 ● 3月、群馬県環境基本計画中間見直し、2001-2005（後半計画）策定 ● 3月、太田市東金井産廃不法投棄撤去 ● 6月、天然ガス自動車普及促進協議会設置 ● 6月、「循環型社会県庁行動プラン - エコDo! - 」策定 ● 8月、廃棄物不法投棄情報協定を郵便局など7機関と締結 ● 9月、第13回「星空の街・あおぞらの街」全国大会、高山村で開催 ● 9月、天然ガス自動車を公用車へ初導入
2002年 平成14年	● 4月、生物多様性条約締約国会議（オランダ・ハーグ） ● 4月、G8環境大臣会合 ● 8月、国連環境計画（UNEP）生物多様性地図を発表 ● 8月、ヨハネスブルグサミット^{*30}開催（南アフリカ） ● 10月、COP8開催（インド・ニューデリー） ● 12月、バーゼル条約第6回締結国会議	● 3月、地球温暖化対策大綱制定 ● 3月、新生物多様性国家戦略策定 ● 5月、建設リサイクル法全面施行 ● 6月、京都議定書の締結 ● 6月、地球温暖化対策推進法改正公布 ● 7月、POPs条約の批准承認 ● 7月、自動車リサイクル法公布 ● 8月、モントリオール議定書改正受諾（オゾン層関係） ● 10月、フロン回収破壊法全面施行 ● 11月、ラムサール条約湿地登録 宮島沼（北海道）、藤前干潟（愛知）追加 ● 12月、バイオマス・ニッポン総合戦略閣議決定 ● 12月、地球温暖化防止森林吸収源10力年対策策定	● 2月、安定型モデル最終処分場、新里村で移動 ● 2月、地球温暖化防止シンポジウム ● 2月、群馬県動物レッドデータブック作成 ● 2月、水環境保全基本指針策定 ● 3月、第1次廃棄物処理計画策定 ● 3月、循環型社会づくりビジョン策定 ● 3月、第9次鳥獣保護事業計画策定 ● 7月、第3期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画策定 ● 9月、尾瀬サミット2002 21世紀の尾瀬への宣言採択 ● 9月、森林と市民を結ぶ全国の集い ● 10月、農薬適正使用条例制定

年	世界	日本	群馬県
2003年 平成15年	● 3月、第3回世界水フォーラム開催（京都・大阪・滋賀） 水問題に関する閣僚宣言を採択、世界水行動報告書、水行動集の公表 ● 3月、G8環境未来フォーラム（フランス・パリ） ● 3月、交通と環境に関する名古屋国際会議（名古屋） ● 4月、G8環境大臣会合（フランス・パリ） ● 9月、世界気候変動会議（ロシア・モスクワ） ● 9月、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書^{*31}発効 ● 12月、国連総会で「国連持続可能な開発のための教育の10年に関する決議案」を採択	● 1月、自然再生推進法施行 ● 2月、土壌汚染対策法施行 ● 3月、循環型社会形成推進基本計画公表 ● 4月、自然公園法一部改正施行 ● 4月、自然再生基本方針閣議決定 ● 4月、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法施行 ● 7月、環境教育推進法公布 ● 7月、美しい国づくり政策大綱公表 ● 8月、「環境立国」実現のための廃棄物リサイクル対策公表 ● 10月、廃棄物処理施設整備計画閣議決定 ● 11月、カルタヘナ議定書の締結 ● 12月、廃棄物処理法一部改正施行	● 2月、県二ホンザル保護管理計画策定 ● 3月、リサイクル産業基盤整備研究報告書作成 ● 4月、環境サポートセンター設置 ● 4月、DPF導入費補助制度創設 ● 4月、天然ガス車導入費補助制度創設 ● 4月、大気汚染事故対応要綱施行 ● 5月、地下水質改善対策連絡協議会設置 ● 5月、電力不足対策庁内連絡会議設置 ● 5月、群馬県建設リサイクル推進計画2002策定 ● 5月、観音山ファミリーパーク一部開園 ● 10月、全国環境学習フェア群馬大会開催 ● 11月、群馬の森林ボランティアの集い開催
2004年 平成16年	● 1月、環境と交通に関するマニラ政策対話（フィリピン・マニラ） ● 3月、モントリオール議定書特別締約国会合開催（カナダ・モントリオール） ● 5月、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約発効 ● 6月、第回アジア太平洋環境会議開催（鳥取・米子） ● 10月、第1回グリーン購入世界会議 in 仙台開催 ● 10月、第3回 ASEAN+3（日、中、韓）環境大臣会合開催（シンガポール） ● 11月、世界自然保護連合総会開催（バンコク） ● 11月、UNEP アジア太平洋準地域環境政策対話開催（バンコク） ● 12月、アジア太平洋環境開発フォーラム開催（東京） ● 12月、気候変動枠組条約第10回締約国会議開催（アルゼンチン・ブエノスアイレス）	● 1月、世界自然遺産の新たな候補地として、「知床」を推薦 ● 2月、景観法案閣議決定 ● 3月、ヒートアイランド対策大綱決定 ● 6月、環境配慮促進法公布 ● 6月、外来生物法公布 ● 6月、不法投棄撲滅アクションプラン策定 ● 6月、景観法公布 ● 7月、自動車リサイクル法一部施行（許可の開始）に関する条例制定 ● 9月、環境の保全に関する意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針閣議決定 ● 10月、水俣病関西訴訟最高裁判決 ● 10月、特定外来生物被害防止基本方針閣議決定 ● 11月、環境税の具体案公表 ● 11月、家畜排せつ物法完全施行 ● 12月、景観法一部施行	● 2月、群馬県地球温暖化防止活動推進員（民生部門10名）を委嘱 ● 3月、悪臭防止法に基づく規制地域・規制方法の見直しによる規制地域指定の告示 沼田市など4市4町が新たに臭気指数規制を導入することに。（施行は10月1日から） ● 3月、ぐんま百名山選定 ● 3月、第9次鳥獣保護事業計画の改正 ● 6月、群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例制定 ● 7月、第15回緑の少年団全国大会開催、本県で開催
2005年 平成17年	● 2月、国連環境計画第回管理理事会 / 第6回グローバル閣僚級環境フォーラム開催（ケニア・ナイロビ） ● 2月、京都議定書発効 ● 3月、エネルギー・環境閣僚円卓会合（イギリス・ロンドン） ● 3月、G8環境・開発大臣会合（イギリス・ダービーシャー） ● 3月、第5回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（韓国・ソウル）	● 1月、自動車リサイクル法本格施行 ● 2月、環境会計ガイドライン2005年版公表 ● 3月、化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について -ExTEND2005- 公表 ● 4月、京都議定書目標達成計画閣議決定 ● 5月、フロン類回収を推進するために考えられる方策と検討課題について公表 ● 6月、外来生物法施行 ● 6月、景観法全面施行	● 3月、群馬県地球温暖化防止活動推進センターを指定 ● 3月、群馬県的生活環境を保全する条例を一部改正する条例を公布（平成18年4月1日施行）。 ● 3月、相模ダム、園原ダム及び桐生川ダムの湖沼類型指定の告示 ● 4月、浄化槽効率化11条検査導入 ● 8月、ぐんま昆虫の森全面オープン

参考資料

～用語解説～

- * 1 ラムサール条約：正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年、イランのラムサールで採択。湿地の保全、適正利用のための計画を実施し、保護区を指定する。日本は1980年に批准。1993年6月、日本で初めて第5回締約国会議が釧路で開催されました。
- * 2 国連人間環境会議：1972年6月、スウェーデンのストックホルムで114か国が参加して開かれた。「かけがえのない地球」をテーマに、「人間環境を保護し、改善させることはすべての政府の義務である」などとする「人間環境宣言」と、109の勧告からなる「人間環境行動計画」を採択。環境問題全般に関する大規模な国際会議としては初めてのものです。
- * 3 ロンドン・ダンピング条約：正式には「廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」。船舶、航空機または海洋施設からの廃棄物などの海洋投棄及び廃棄物の洋上焼却の規制を内容とする。1972年11月採択。日本は1980年に発効。
- * 4 世界遺産条約：正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。1972年11月、各国政府が貴重な文化財と自然をリストアップして、国際的な監視体制を敷いて破壊から守るため、ユネスコ総会で採択。指定された指定地の保全に努め、世界遺産基金によって遺産の修復や保護にあたる。日本は1992年6月に批准。
- * 5 国連環境計画（UNEP）：1972年の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「国連国際行動計画」を実施するための機関として同年12月設立。国連諸機関が行っている環境に対する活動の調整機関と、着手していない環境問題に関する推進が目的。事務局本部はケニアのナイロビにあります。
- * 6 ワシントン条約：正式には「絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約」。輸出国と輸入国が協力して国際取引を規制し、絶滅のおそれのある野生動物の保護を図ろうというもの。付属書に特定の種を指定し、商業取引を禁止あるいは輸出許可書を義務付けるなどの規制を定めている。規制の対象は生きた個体だけではなく、剥製、毛皮、牙や爪などの部分やそれを素材とした製品も含まれる。1973年3月にワシントンで調印。日本は1980年に批准。
- * 7 国連砂漠化防止会議：1977年8月、ケニアのナイロビで、サハラ砂漠南部のサヘル地域の砂漠化防止を主な目的として開かれた。初めて世界各国が同じ土俵で、世界中に分布する脆弱な土地が抱える問題について検討し、各国がとるべき措置を勧告した「砂漠化防止行動計画」を採択した。
- * 8 長距離越境大気汚染条約（ウィーン条約）：1977年11月開催の、国連欧州経済委員会環境大臣会合で、酸性雨に対処するため締結。加盟各国に越境大気汚染の防止のため最善の政策をとることを求めると同時に、SOxなどの排出防止技術の開発や酸性雨の影響の研究、モニタリングの実施などについて規定。
- * 9 ナイロビ宣言：1982年6月、ケニアのナイロビで、国連人間環境会議の10周年を記念して、UNEP管理理事会特別会合が開かれ、採択された宣言。「世界の環境の状況について重大な懸念を表明し」、環境保全と改善のための一層の努力を各国に求めている。
- * 10 オタワ会議：1984年3月にカナダのオタワで開催された、酸性雨に関するカナダ・ヨーロッパ環境大臣会議。SOxの排出量を1980年レベルの30%減にすることを10か国が宣言「30パーセントクラブ」が誕生した。
- * 11 国際熱帯林協定（ITTA）：1983年11月採択。熱帯木材経済が直面している問題の解決策を見出すため、熱帯木材に関する生産国と消費国との間の国際協力の枠組みの確立を目的としている。日本は1984年6月に受諾。1985年4月発効。1994年1月には新ITTAの採択。
- * 12 環境と開発に関する世界委員会(WCED；ブルントラント委員会)：1982年6月の国連ナイロビ会議で、日本の原環境庁長官が21世紀における地球環境の理想の模索とその実現に向けた戦略の策定を行う特別委員会の設置を提案、1984年5月に発足した。自由な立場で討議する賢人会議として、21人の世界的な有識者により構成された。87年2月の東京会合で報告書がとりまとめられ、4月に最終報告書「Our Common Future」が公表された。環境保全と開発は相反するものでなく不可分のものとする「持続可能な開発」の考え方を提唱し、世界の支持を得た。
- * 13 オゾン層保護に関するウィーン条約：1985年採択。国際的に協調してオゾン層やオゾン層を破壊する物質についての研究を進める規定を盛り込んでいる。また、各国が適切と考える対策を行うこと、さらに、それに従い各国の共通の対策を行うことを定めている。
- * 14 ヘルシンキ議定書：1984年のオタワ会議の宣言を追認し、1993年までにヨーロッパ各国・カナダのSOx排出量を1980年レベルの30%削減を、1985年に宣言。
- * 15 モントリオール議定書：1987年9月に署名されたオゾン層保護条約議定書。1997年までにフロンガスの量を半減することを決定。
- * 16 バーゼル条約：1989年3月、スイスのバーゼルで開催されたバーゼル条約採択外交会議で採択。正式には「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。原則として有害廃棄物はそれを作り出した国で処分し、規約で決められた手続で輸入国、通過国の同意を得られた場合だけ他国で処理できることなどを定めた。日本は

1993年9月に加入。

- * 17 ヘルシンキ宣言：1989年5月採択。今世紀中にフロンを全廃することがうたわれた。
- * 18 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：各国政府が地球の温暖化について議論する公式の場としてUNEP、世界気象機関の共催で、1988年設置。同年11月スイスのジュネーブで第1回会合が開催された。科学的知見の評価、環境・社会経済的影響の評価、対策の3種類について作業部会があり、1990年8月に、スウェーデンのストックホルムで第4回全体会合が開かれ、中間報告書がまとめられた。中間報告書では、21世紀末までに地球の平均気温は約3℃、海面は30～110cm上昇して自然生態系の混乱や熱ストレスなどが起こると予測。フロン排出の段階的廃止、フロン代替物質の温室効果能力の評価、エネルギー効率の向上と節約などの対応戦略が、完全な科学解明に先立って開始されるべきだとした。
- * 19 第2回世界気候会議：1990年10月から11月、ジュネーブで開かれた気候に関する国際会議で、137か国が参加、IPCC 報告書の評価・検討、世界気象計画の以後10年程度を展望した推進方策が議論された。日本を含むほとんどの先進国が「二酸化炭素の排出量を2000年までにおおむね1990年レベルで安定させる」ことで合意。アメリカは約束しなかった。その他、地球温暖化の予測にかかわる不確定性を減らすため「世界気候観測システム」の設立、持続可能な社会、経済開発を支援する気象情報の利用促進、温暖化防止枠組条約策定が提案された。
- * 20 生物多様性条約：生態系、生物種、遺伝子のそれぞれのレベルで多様性の保全を目指した条約。生物及び遺伝子資源については保有国の主権を認め、利用については利益を共有しようというもの。
- * 21 地球サミット：1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議。170か国の政府、国際機関が参加し、地球規模の環境破壊に対する国際協力のあり方について討議した。リオデジャネイロ宣言、アジェンダ21、森林原則声明が採択され、生物多様性条約と気候変動枠組条約（温暖化防止条約）の調印が行われた。187か国から1万8千人のNGO代表も集まり、グローバルフォーラムで様々な催しを繰り広げた。
- * 22 リオデジャネイロ宣言：地球環境保全のための基本理念というべきもの。「われわれの家・地球」という考えに基づき、各国政府とその国民を家族として位置づけ、人類と自然の共生や相互依存の認識、国際協調の重要性がうたわれている。
- * 23 アジェンダ21：リオデジャネイロ宣言を順守し実行するための行動計画。人口問題や大気保全、野生生物の保護など40章、115項目にわたって目標や指針が示されている。アジェンダ21の検証を中心とする地球サミットのフォローアップを行う機構として、「持続可能な開発委員会」の設置が決まった。
- * 24 森林原則声明：森林を持つ国が森林を利用する権利を認めた上で、持続可能な管理の必要性を協調した。
- * 25 気候変動枠組条約（温暖化防止条約）：二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を減らすことを目的とした条約。
- * 26 OPRC条約：油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約。1995年5月発効。
- * 27 ICLEI（The International Council for Local Environmental Initiatives）：国際環境自治体協議会のことです。UNEP（国連環境計画）などの提唱により設立された非政府組織（NGO）であり、地方自治体レベルでの国際的な環境問題への取組を推進することを目的としています。加盟自治体は51か国、230自治体以上にのぼり、群馬県は平成8年11月1日に加盟しました。
- * 28 20%クラブ：正式名称は「持続可能な都市のための20%クラブ」。「環境にやさしいまち・くらし神奈川宣言」（1995年）において提唱されたもので、環境にとって悪いものを20%削減、または環境改善に資するものの20%増加といった概ね5年間で達成すべき具体的目標を掲げ、世界の地方自治体が共同して環境改善に積極的に取り組むことを目指す活動。
- * 29 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約：POPs（Persistent Organic Pollutants）とは、残留性有機汚染物質のこと。POPs条約は、環境中での残留性が高いPCB、DDT等の12種類の化学物質を対象とした条約。対象物質の製造・使用禁止、排出削減措置についての国内実施計画の策定、対象物質を含むストックパイル・廃棄物の適正管理などが盛り込まれており、2001年5月22日に採択された。2002年7月22日現在、アイスランド、アラブ首長国連邦、オランダ、カナダ、サモア、スウェーデン、ドイツ、ナウル、ノルウェー、フィジー、ベトナム、リベリア、ルワンダ、レソトの14か国が批准済みであるが、条約の発効には50か国の批准が必要。2002年7月25日、日本の批准が国会で承認された。
- * 30 ヨハネスブルグサミット：1992年の地球サミットから10年を経て、世界各国首脳の持続可能な開発に向けた決意を示す合意文書として「ヨハネスブルグ宣言」、アジェンダ21を促進するための取組についての「実施計画」が採択された。また、各国による活動内容等を表明した約束文書もまとめられた。
- * 31 カルタヘナ議定書：1995年に開催された生物多様性条約第2回締約国会議で合意され、1999年コロンビアのカルタヘナで開催された特別締約国会議で議定書の内容が討議されたのち、翌2000年に再開された会議で採択された。議定書の名称は会議開催地にちなむ。生きている遺伝子組み換え生物の越境移動が生物多様性に悪影響を与えることを防止することが目的で、輸入国が該当生物の輸入の可否を判断できる制度の導入などが謳われている。